

諮問庁：独立行政法人国際協力機構

諮問日：平成29年2月9日（平成29年（独個）諮問第7号）

答申日：平成29年7月28日（平成29年度（独個）答申第34号）

事件名：本人が応募した特定ボランティア特定職種の選考において「一次健康」が不合格となった理由が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定ボランティア特定職種において、「一次健康」が不合格となった理由（特に医学的見地について）が記載された法人文書（以下「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求書

（1）審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月18日付けJICA（HR）第11-17037号により独立行政法人国際協力機構（以下「機構」、「JICA」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

（2）審査請求書の理由

「一部開示」とうたってはいるが、前知事時代のどこぞの地方自治体ののり弁と例えられた情報開示文書と同じ「全部不開示」であって、審査請求人が奉職していた特定地方公共団体からすれば、こんなものは情報開示と言える代物では全くない。さらに言えば、平成28年度秋募集の一次選考結果通知においては不合格理由が欠落している。それまで不合格理由を記載しなかったものを記載するようにしたならば改善であるが、その逆を行っているのはいかなる理由によるものかも嚴重に審査されたい。これは明らかに今回の審査請求人の不合格理由の個人情報開示請求を意識した改悪であると言わざるを得ず、不合格理由を記載しなければ情報開示請求されずに済むであろうという非常に短絡的な考えであり、また大変人を愚弄し馬鹿にした所業である。これは、明確に機構役職員倫理規定3条（倫理行動基準）に違反し、国機関に準ずる、ある意味準公的機関として到底許される行為ではないと考えるがいかか。もし、このようなことが機構の理事長以下、幹部承知の上でなされた処理

であるならば、機構の組織体としてのありようが疑われる。このような国民を愚弄したその場しのぎの恣意的、自己保身的所業は社会的に許されないと十分肝に銘じ、改めて機構の自浄能力を示してほしい。

2 意見書1

まず不開示とした内容について、開示された文書では肝心の「JICA 顧問医判定欄」において、5段階ある所見のいずれに該当するかの記載が消され、さらに不合格となった「病名」すら分からなくしている。これではどこがどのように悪かったのか、治療すればまたJICAボランティアに応募可能なのかなど、一切の個人情報不明である。

さらに平成28年度秋募集の一次選考結果において不合格理由を記載しなくなったことについて説明しているが、正直言って、全く説明になっていない説明、理由になっていない理由であると断ぜざるを得ない。審査請求人に言わせれば、不合格理由を記載しなくなったことは、組織にとり追及されて都合の悪いと思われることは一切隠してしまおうという自己保身・組織保身以外の何物でもない。

そもそも情報公開及び個人情報保護の精神とは、一時は不都合と考えられる組織の持っている情報を明らかにすることで、旧態依然とした組織の体質や仕事の内容を見直し、時代に合わせた組織への転化を図ることであると考える。50年以上の歴史のある機構に対してこのようなことを言うのはおこがましいが、ボランティアを行う際に必要なのは相手の立場に立って物事を考えること、すなわち相手が何をしてほしいのか、してほしくないのかを考えることではないだろうか。例えば、先日ある地方自治体が真っ黒に墨塗しのり弁と揶揄された公開文書を見て、これが情報公開といえるのかと感じなかったか、感じたが、それとこれと話は別だと考えるのか、そういったことに思いを致し、自問し、日常業務を行うべきと考える。

最後に、機構が審査請求人に面談したい旨伝えてあると書いているが、そもそも今更何を説明するのか、組織としてなした措置に問題なしとするなら、なぜ審査請求人の自宅まで赴いて説明しに来る必要があるのか、場合によっては審査請求書を取り下げてほしいと頭を下げて来るのかと考えたこと、さらに、伝えたいとしたことを〈選考結果通知内容の変更理由〉において書いているが、これも全く説明になっていないと申し添えておく。

3 意見書2

審査請求人の基本的な考え方は以前送った意見書の内容と変わらないが、現在の活動を通じてその考え方はさらに確信となっている。

審査請求人は現在特定クラブに加入して、海外からの研修生などを特定都市へ案内するガイドボランティアを行っている。奇しくもその客の中にはJICAの研修生もいる。その他には特定都市マラソンの運営ボランティアなどにも参加している。そのようなボランティア活動を行う上で必

須の心がけとなるのは、やはり「相手の立場に立って物事を考える。」、言い換えれば「自分を相手に置き換え、自分だったらどうして欲しいかを考える。」ということである。このことは仕事をする上でも十分通じる考え方だと思う。本件開示請求は、まことにおこがましい言い方であるが、旧態依然としたJICAの体質に風穴を開ける意味で行ったと考えてほしい。

さらに今回の事例は、今後総務省が独立行政法人の担当者を集めた研修会における情報開示請求の良い参考例になると考えている。

話を今回のことに戻せば、医師の名前などの開示できない部分はさておき、不合格とされた病名やレベルの開示については、どこが今後の選考事務に支障を来すのか全く理解に苦しみ、さらには、不合格理由も記載しなくなったことは何をか言わんやである。もっと工夫を凝らせば、受験者に対していかようにも情報提供の方法が思いつくものだろうと考えている。JICAにはさらなる事務改善を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 事案の概要

審査請求人が行った「『特定ボランティア 特定職種』において、『一次健康』が不合格となった理由（特に医学的見地について）」との開示請求に対し、処分庁は、平成28年11月18日付けJICA（HR）第11-17037号により、本件文書を特定し、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、4号及び5号へに該当するため不開示とする旨の原処分を行った。

(2) 審査請求人の主張に対する諮問庁の見解

ア 審査請求人は処分庁による部分開示の処分取消しを求める主張をしているが、不開示部分には個人情報や処分庁顧問医による健康診断の判定内容が記載されており、以下の理由により不開示としたものである。

(ア) 不開示部分のうち、個人情報に関わる部分について、これを明らかにした場合、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。したがって、法14条2号に定める不開示要件（特定の個人の識別）に該当する。

(イ) 不開示部分のうち、医学的見地に基づく判定について、これを明らかにした場合、今後、処分庁顧問医が率直に判定を記述することが困難となり、適切なボランティア選考に支障が生じるおそれがある。また、処分庁では、応募者の語学・技術・健康等の状態と要請内容・派遣国の状況等を総合的に検討し合否を判定しているが、合否判定の検討過程の一部を明らかにすることにより、諮問庁におけ

るボランティア選考に係る率直な意見交換が困難になり、適切なボランティア選考に支障が生じるおそれがある。したがって、法14条4号（独立行政法人の検討又は協議に関する情報）、5号へ（人事管理に関わる情報）が定める不開示要件に該当する。

イ 上記主張に加えて、審査請求人は、開示請求の後に行われた平成28年度秋募集の一次選考結果通知において不合格理由が記載されなくなかった（注：それ以前は不合格理由が「①一次技術」、「②一次健康」、「③一次語学」、「④一次競合又は要請不適」のいずれに該当するかを、4つの項目を選択する形式で示していた）ことを指摘しており、この変更の背景には本件開示請求及び平成28年度秋募集に審査請求人が応募しており、合否結果通知が必要であることにあるとの推測を述べている。

審査請求人による当該記述は、本件開示請求内容及び本件開示請求に対する処分庁による原処分との関連はないが、選考結果通知内容の変更理由は以下のとおりであり、この内容を諮問庁より審査請求人に対して面談して説明したい旨伝えている。

＜選考結果通知内容の変更理由＞

合否判定は、上述のとおり語学運用能力、専門技術や健康状態、募集案件の派遣先や業務内容等を検討し、総合的に行っているため、特定の要因を不合格理由として記載することは、応募者に対して却って誤解を与えかねないとの問題があったことから見直しを図った。その結果、選考の透明性を図りつつ、公平かつ適切な情報提供の観点から、合否の目安をホームページ上で広く公開した上で、一般的な採用試験における選考結果通知方法を参考に、平成28年度秋募集から合否のみを伝えることとした。

2 補充理由説明書

本件対象保有個人情報の不開示部分には、顧問医の氏名、看護師の印影、特定ボランティアとしての派遣可能性に関する顧問医の医学的見地に基づく判定及び所見が記載されており、これを公にすることにより、今後、顧問医が率直に判定及び所見を記述することが困難になることに加え、合否判定においていかなる健康上の情報が重要な判断要素となるかが明らかとなって、機構におけるボランティア選考の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、原処分及び理由説明書における法14条2号（顧問医の氏名及び看護師の印影）並びに4号及び5号へ（それ以外の不開示部分）に加え、5号柱書きの不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年2月9日 諮問の受理

- | | |
|-----------|-------------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月27日 | 審議 |
| ④ 同年3月10日 | 審査請求人から意見書1を収受 |
| ⑤ 同年6月20日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同月27日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受 |
| ⑦ 同年7月3日 | 審査請求人から意見書2を収受 |
| ⑧ 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

審査請求人は、原処分 of 取消しを求めており、諮問庁は本件対象保有個人情報を特定し、その一部が法14条2号、4号及び5号へに該当するとして不開示とした原処分を、同号柱書きの不開示事由を追加した上で、妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件文書は、特定ボランティアの応募の際に、審査請求人から提出のあった「健康に関する問診書」に、機構の顧問医が、特定ボランティアとしての派遣可能性に関する医学的見地に基づく判定及び同判定に関連した所見を記載したものである。

イ 特定ボランティアとは、「自分の持っている技術・知識や経験を開発途上国の人々のために生かしたい」という強い意欲を持つ特定の年齢層の応募者を、一定の期間、アジア・アフリカ・中南米・大洋州及び中東の国々に派遣するものである。

ウ 応募者は、応募の際には、①履歴書にあたる「応募者調書」、②主に志望動機を記載する「応募用紙」、③応募者の健康状態を記載する「健康に関する問診書」及び④語学能力を記載する「語学力申告台紙」を提出する。

エ 書類による第一次選考においては、「応募者調書」及び「応募用紙」から技術、「健康に関する問診書」から健康（A, B, C, C', Dの5段階評価）及び「語学力申告台紙」から語学力（A, B, C, Dの4段階評価）を判定し、他の応募者との競合の結果及びボランティアの要請内容との適合性等を総合的に判断し、第一次選考に合格した者のみに対し第二次選考の面談を実施して、最終的に合否が確定する。

オ このうち、第一次選考における健康状態の判定については、応募者から提出のあった「健康に関する問診書」につき、機構の看護師による記載内容の確認を経た後、顧問医が同問診書の記載内容に基づき、同問診書の「JICA顧問医判定欄」に判定及び所見を記載し、健康面の判定が確定される。顧問医は実際に審査請求人と面談している訳ではなく、あくまで自己申告による「健康に関する問診書」の記載内容に基づき、特に途上国におけるボランティアとしての職務の遂行に支障を来すおそれを念頭に、同判定欄に必要事項を記載している。諮問庁では顧問医及び看護師の氏名を公開していない。

カ なお、諮問庁のホームページでは、具体的な病名等を挙げ、治療中又は既往症があり、健康上円滑な協力活動が困難と判断される場合には不合格となり得る旨説明している。

(2) 本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象保有個人情報の不開示部分には、顧問医の氏名、看護師の印影、特定ボランティアとしての派遣可能性に関する顧問医の医学的見地に基づく判定及び所見が記載されている。

イ このうち、顧問医の氏名と看護師の印影については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、法14条2号に該当すると判断した。

ウ それ以外の不開示部分については、これを公にすることにより、今後、顧問医が率直に判定及び所見を記述することが困難になり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることに加え、合否判定の検討過程の一部を明らかにすることにより、機構におけるボランティア選考に係る率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条4号及び5号へに該当すると判断した。

エ さらに、本件対象保有個人情報の不開示部分全てについて、これを公にすることにより、今後、顧問医が率直に判定及び所見を記述することが困難になることに加え、合否判定においていかなる健康上の情報が重要な判断要素となるかが明らかとなって、機構におけるボランティア選考の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号柱書きの不開示理由に該当すると判断した。

(3) 諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、その記載内容は諮問庁の上記(1)ア及び(2)アの説明のとおりと認められる。また、当審査会事務局職員をして処分庁のホームページに掲載されている特定ボランティアの応募要項等を確認させたところ、同プログラムの概要及び選考方法については、諮問庁の上記(1)イないしカの説明のとおりと認められる。以上を踏まえると、本件対象保有個人情

報の不開示部分については、これを公にすることにより、今後、顧問医が率直に判定及び所見を記述することが困難になることに加え、合否判定においていかなる健康上の情報が重要な判断要素となるかが明らかとなつて、応募者が不合格となることを恐れる余り、その健康状態について虚偽の申告を行うなど、機構におけるボランティア選考の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法14条5号柱書きに該当し、同条2号、4号及び5号へについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、4号及び5号へに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条2号、4号並びに5号柱書き及びへに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、5号柱書きに該当すると認められるので、同条2号、4号及び5号へについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久